

総合会計事務所ニュース

発行元

2009年6月 No.144

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:<http://www.sogo-k.net>

中小企業特任大臣の設置を！

～末端の中小企業の実態は想像を絶しています～

新聞・テレビなどのメディアから連日「100年に一度の経済危機」や「全治3年の重傷」などの言葉が流れ、非正規労働者や派遣労働者切りが横行しています。その先頭に立ったのが、日本経団連の御手洗会長でした。彼は4月の定例会見で『政府や日銀が景気判断を上方修正していることについて、「在庫調整がほぼ完了するなど自社（キヤノン）の経営を通じて（景気が下げ止まりつつあると）実感している」との認識を示した』とまるで脳天気な発言をしています。

ところで、景気調査には様々なものがあります。日銀短観や景気ウォッチャー調査、GDP（国内総生産）などが主なものです。しかし、中小企業の実態をリアルに現したものはあまりありません。その中でも中小企業家同友会の景況調査報告は、中小企業の実態を反映したものとして政府からも一定の評価を得ているそうです。それによると「2009年1～3月期は、2008年10月～12月に続き、世界経済、日本経済の景気は急降下し、バブル崩壊後の不況を超える最悪の事態を迎えた。」と総評し、特に業況水準DI『DIとは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で算出方法は、業況が良くなったと答えたところから、悪くなったと答えたところを引くというものです。つまり、プラス100になればすべての企業の業況が良くなったことになり、反対にマイナス100になればすべての企業の業況が悪くなったことを意味します。』は、1～3月期のDIは46 62に、売上高DIが同38 53に、経常利益DIが同44 53に悪化しています。「マイナス50台ということは半数以上の企業が経営危機ないし、それに近い状態にあることであり、事は重要である」とコメントしています。さらに、そこで下げ止まるのではなく、それぞれのDIのさらなる悪化を予想しています。

景気悪化をわが事務所のお客様で検証すると、法人税の納税割合は前期の27% 17%に、当期の黒字割合は46% 41%（しかも20%を超える法人が役員報酬を90%～50%減額しての結果です）、一方消費税の納税割合は全体の60%を超えます。

法人税の中小企業の軽減税率を18%に下げても、法人税を納税できる企業がどれだけあるのでしょうか。税制改訂や追加の経済対策を見てもエコカー減税など大企業の応援ばかりに感じます。中小企業予算はわずか1,890億円（予算総額の0.3%）に過ぎません。大企業の応援ばかりでなく「中小企業特任大臣」を設置するなどして真の中小企業対策を講じてほしいものです。

(株)総合会計 所長 金巨 功

事務所研修のため、6月19日（金）は、お休みとさせていただきます。

～経営理念～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にす税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

サラリーマンの退職とまとめ知識

会社員の方が長年勤務した会社を定年退職後、すぐには再就職せずに雇用保険の給付を受けて数年後に勤められる方も多くおられます。そこで退職した年の税金を少しでも返してもらう方法や、今後の税金や社会保険の負担が少なくなる方法をご紹介します。

(1)退職後全く勤務されていない方の確定申告

毎月の給料からは所得税が源泉徴収されていますが、退職年の源泉徴収は通常年末調整されていませんから、退職後の社会保険料控除(国民健康保険料、60歳未満の方は国民年金保険料、任意継続の健康保険料)や生命保険料控除、損害保険料控除、扶養控除など(以下、所得控除といいます)は適用されていませんので、確定申告をすることによって所得税が還付されます。

で、給与所得から所得控除の金額を引き、なお、所得控除が余っている方は、所得税が源泉徴収されている退職金からも所得控除の金額を差し引くことができます。そうすれば同じく確定申告をすることによって所得税の還付を受けることができます。

(2)5年以内に退職をしたが確定申告をしていなかった方

上記(1)に該当する方の還付のための確定申告は過去5年以内のものであれば、今からでも確定申告をすることができます。

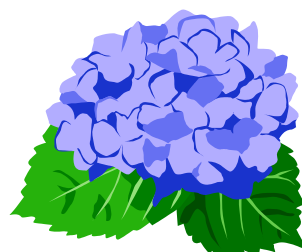
(平成21年末までに申告すると、平成16年～20年分がこの期間に該当します)

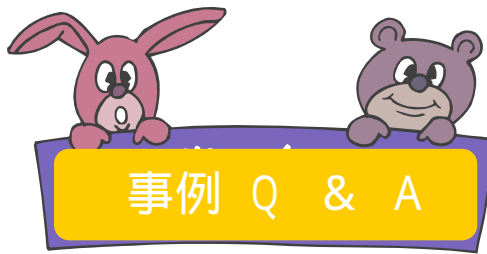
平成18年までは定率減税がありましたが、定率減税は年末調整をするか確定申告をしなければ、受けることができませんでした。給与所得は年末調整で定率減税の適用を受けることができていましたが、退職金からの源泉徴収税額は確定申告をしない限り適用できませんので、されていない方は、今からでも間に合いますので、還付のための確定申告の手続きをすると納めすぎの税金をさかのぼって還付してもらえます。

(平成21年末までに申告すると、平成16年～18年分がこの期間に該当します)

(3)退職後収入が激減された方

今年に入ってますます不景気が加速しています。特に高年齢の方は退職をされても再就職が厳しい状況となっています。共働きで、ご主人の年収が141万円未満であれば、奥様はご主人を配偶者控除、または配偶者特別控除の対象として所得控除の適用を受けることができます。奥様が社会保険に加入しており、今後のご主人の年収が130万円未満と見込まれれば、ご主人は奥様の社会保険の扶養に入ることができます。この場合、ご主人は国民健康保険料を支払わなくてすみ、さらに60歳未満であれば国民年金保険料も支払わなくてすみます。





Q . 死亡保険金の受け取り方について（年金形式と死亡保険金形式どっちが有利？）

一昨年、主人が若くして他界しました。保険会社の外交員から、利回りが大きく、かつ、税金は課税されないからと、死亡保険金の「年金形式での受け取り」を勧められ承諾しました。ところが翌年、その保険金に多額の所得税が課税され、さらに母子家庭に関する自治体からの給付金も打ち切られました。保険会社へ相談したところ、年金形式の保険金をやめて残額を一括で受け取れば、所得税の問題は解決できると提案され、手続を行いました。翌年になって再度、税務署から所得税の申告と数百万円単位での納税を促されました。何とか所得税を課税されない方法はありませんか？

A . 生命保険への課税関係は非常に難解です。一つ一つ解決していきましょう。

原則として、死亡保険金は税金の対象とされます。受取時には注意が必要です。

通常、死亡時に一括で受け取る死亡保険金は、相続税が課税され、所得税は非課税となります。まず、相続税は、課税される財産の総額が、*注で述べる基礎控除以下であれば、相続税額が0円となり納税の必要はありません。多くの場合、死亡保険金を受け取っても、その他の財産とあわせ、基礎控除以下であるケースが多く、結果的に、相続税額が課税される人は5%程度です。

「年金形式で受け取る死亡保険金」の場合には、まず、年金を受け取る権利に、相続税が課税され、さらに、毎年受け取る年金には所得税（雑所得）が課税されます。相続税は、先の基礎控除により0円になるとしても、毎年の年金への所得税等は多額になるケースがあります。なぜならば年金形式であっても、一年あたりの受取額は数百万円程度であるケースが多く、それにとまって所得税・市県民税・国保料も多額になるからです。今回の事案は実例ですが、年間200万円の年金受け取りで、年額50万円以上もの負担増を強いられる状況でした。

次に、この年金形式の保険金を、年金支払期間の途中で残額を一括で受け取るとどうなるのでしょうか？この場合も所得税（一時所得）が課税され、単年度で残りの保険金全額について一括で課税されます。今回の事例の場合、この一時金受け取りが2,000万円程度あり、納税額は400万円に近い状況でした。

死亡保険金は、家族の将来の生活保障です。少しでも多くのお金を手元に残してあげたいと考え、粘り強く税務署・生命保険会社と交渉を続けました。その結果、今回の事案では、めずらしいケースですが、生命保険会社外務員の誤指導を理由に死亡事故発生当時にかえて年金形式をやめ、通常の保険金の受け取り方法に手続を変更してもらいました。その結果、相続税も所得税も0円とすることができました。

一般的に税務だけを考えると、いくら利回りが大きいといっても、年金形式での保険金の受け取りは（相続税が多額に課税される場合を除き）不利であるケースが多いと考えます。保険金請求の前には、税金のことも考慮しておくべきでしょう。受け取りが始まり高額な所得税等が生じた場合でも、今回のような事例もあります。あきらめずに、税務署・保険会社・生命保険協会と交渉することが大切です。

*注：基礎控除は、5,000万円+1,000万円×法定相続人の数で決められ、法定相続人3人の場合は、5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円となります。法定相続人3人の場合、8,000万円まで課税される財産があっても、相続税は0円となります。（また、生命保険金には、500万円×法定相続人の数まで、非課税とする特例があります。）

所長の登山日記



登山日

2008年10月12日(日) 晴れ



山名

阿蘇山(あそさん) 高岳 1592 ㍎
【住所 熊本県阿蘇市一の宮町大字宮地仙酔峡】



日記

登山口 仙酔尾根(通称バカ尾根) 高岳東峰 高岳 中岳 火口展望所
ロープウェイ 登山口というコースを辿りました。



通称バカ尾根というだけあって、かなりキツイ傾斜と歩きにくい溶岩のガレ場の登山道を3時間半ひたすら登り続け、高岳についたのがPM1時を過ぎていました。その後は好調に中岳に。最後は多少の後ろめたさもありましたが、ロープウェイを使いPM2時30分過ぎには仙酔峡に到着しました。



アクセス



今回は昨年登山した阿蘇山をご紹介します。

詳しくはブログをみてね。
<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>



J Rご利用の方

JR九州豊肥線宮地駅から車約10分

自動車の方

九州道熊本ICから国道57号経由約1時間10分